

#### 読書科学賞規定

1. 読書に関する科学的研究や実践に顕著な功績のあった個人または団体に対して読書科学賞を贈呈する。
2. 贈呈の対象は本会の会員であると否とを問わない。
3. 候補者の推薦は本会の会員及びその他の学識経験者に依頼する。

#### 読書科学研究奨励賞規定

1. 読書科学研究奨励賞（以下「賞」）は、本学会会員として優れた研究論文を発表するとともに、今後の本学会での活躍が期待される方を表彰するものである。
2. 賞の選考対象は、原則として前年度に発行された号の機関誌『読書科学』に掲載された論文とし、その論文の著者に対して賞を授与するものとする。
3. 原則として、同一著者に対し重ねて授与することはしない。ファースト・オーサーが未受賞であれば、共著者が過去に受賞していてもその論文は選考対象となる。ただし、その場合であっても受賞するのは未受賞者のみとする。
4. 本賞の選考は、第一次選考は、理事並びに編集委員の投票により実施し、第二次選考は、第一次選考の得票数の結果に基づき、常任理事会により研究奨励賞にふさわしいかを審議し決定する。
5. 第一次選考にあたっては、編集委員長が当該年度の掲載論文の中から、選考対象となる論文を選考委員に示し、選考委員は、論文展開の論理、研究推進の方法、成果の学界への貢献といった点を総合的に判断し、これからの読書科学研究の奨励賞にふさわしいと思われる論文に投票する。なお、選考委員が対象論文の執筆者である場合には、選考委員からはずれるものとする。
6. 常任理事会での最終選考審議においては、多数決をもって受賞論文を決定する。
7. 受賞がないと決定した場合は、その年度の授賞は行わない。
8. 本賞の論文の題目および著者は、ホームページと会報において公表する。
9. 本賞の受賞者全員に賞状を、論文ごとに副賞を授与する。なお、副賞は5万円の賞金とする。

#### 附則

- 1 本規程は 平成 25 年 8 月 4 日より施行する
  - ・平成 26 年 6 月 15 日 改正
  - ・平成 28 年 8 月 3 日 改正